

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

平成24年1月25日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の発生の原因となる事実

平成23年10月6日（木）午後3時頃、周南市大字上村地内の県道新南陽津和野線のカーブ付近において、企画総務部国体推進課職員の運転する公用車から落下した積載物が、対向車線を走行していた相手方車両と接触し、相手方車両が破損した物損事故

(2) 損害賠償の相手方

住所

氏名

(3) 損害賠償の額

¥245,186-

2 専決処分の年月日

平成23年12月19日

(参考)

# 事故状況図

